

学校法人会計の特徴

1. 学校法人会計基準とは

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準が、ガバナンス強化の観点からステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として私立学校法に位置づけられました。令和7年度より学校法人は改正学校法人会計基準に基づき、会計処理を行うとともに、計算書類等を作成しています。また、大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化され、その適正性及び透明性の確保に努めています。学校法人会計基準に基づく計算書類は、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書その附属明細書並びに財産目録です。本学では、これらの計算書類に加え、事業報告書及び監査報告書等を私立学校法の定めに従い公開しています。

2. 企業会計との違いについて

企業は利益の追求を目的としており、企業会計も資本の投下・回収という事業活動の成果（損益の状況）と財政状態を利害関係者に開示するところにあります。学校法人は教育・研究活動を目的とする公共性の高い法人であり、永続的に教育研究活動を行えるよう必要な校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、学校法人会計も中長期的に収支のバランスと財政状態を正しく捉えることを目的としています。その永続性を重視したことから基本金という学校法人特有の概念が導入されています。

3. 計算書類について

貸借対照表

年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産（資産－負債）の額を明らかにします。また基本金（継続的に保持すべき金額）に対する純資産の過不足状態を繰越収支差額として表します。

事業活動収支計算書

学校法人がその年度に行った活動を経常的なもの（教育活動・教育活動外）と臨時的なもの（特別）に区分し、それぞれの内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した後の均衡の状態を明らかにし、経営状況を表します。

事業活動収入・・・・・・・・・・・・・学生生徒等納付金、補助金、寄付金など自己資

金に該当する収入です。借入金、前受金、預り金など自己資金でないものは含まれません。

事業活動支出・・・・・・・・・・事業活動に必要な経費（人件費、経費など）とその年度の支出の原因または効果の期間帰属に基づいて認識し算出される退職給与引当金繰入額、減価償却額などの学校法人の純資産の減少となる支出のことです。

教育活動収支差額・・・・・・・・・・経常的な収支のうち、教育活動の収支状況を表しています。

教育活動外収支差額・・・・・・・・・・経常的な収支のうち、教育活動外（財務活動及び収益事業）の収支状況を表しています。

特別収支差額・・・・・・・・・・特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動の収支状況を表しています。

基本金組入額・・・・・・・・・・学校法人が教育研究活動を永続的に行ううえで、必要な資産（校地、校舎、機器など）を取得するために、基本金組入前当年度収支差額から基本金（自己資金で取得した資産の価額に相当する額）として控除する額のことです。

基本金の組入れは学校法人にとって必要な固定資産、その他の資産を自己資金で賄うための財源を確保するために行われます。

基本金組入前当年度収支差額・・当年度の収支差額、将来に備えるための基本金組入れ余力がどの程度あるかを表しています。

当年度収支差額・・・・・・・・・・基本金組入額を控除し、最終的な収支差額を表しています。

《事業活動収支計算》

事業活動収入－事業活動支出＝基本金組入前当年度収支差額



基本金組入前当年度収支差額－基本金基本金組入額合計＝当年度収支差額

事業活動収入＝（教育活動+教育活動外+特別）収入

事業活動支出＝（教育活動+教育活動外+特別）支出

資金収支計算書

学校法人がその年度（4月1日～3月31日）に行った教育研究活動、およびこれに付随する活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにして、支払資金（現金・預金）の顛末を明らかにするものです。

基本金

学校法人が教育研究活動を永続的に行的っていくためには校地、校舎、機器・備品、図書などの資産が必要不可欠であり、学校法人が存続する限り継続的に保持しなければなりません。その保持すべき必要不可欠な資産を概念的に表したものが基本金です。

学校法人は基本金組入れの対象とすべき資産を定め、自己資金によって取得した際に、帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金として計上します。

基本金は、貸借対照表上において貸方に計上されます。貸借対照表の貸方は、学校法人の資産に対する資金の源泉（持分）を表しており、他人の持分である負債と、自己の持分である基本金・消費収支差額（純資産に対する過不足の状態を表す）によって構成されます。

《貸借対照表》

資産＝他人持分＋自己持分



自己持分＝基本金＋繰越収支差額

基本金対象資産

第 1 号基本金・・・設立当初や新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模拡充のために寄付または自己資金で取得した固定資産の額

第 2 号基本金・・・新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模拡充のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産相当額

第 3 号基本金・・・基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産相当額

第 4 号基本金・・・恒常的に保持すべき支払資金相当額